

### 『2022 年度 特定健康診査結果のお知らせ』配付及び 特定保健指導の実施について

(対象者：年度年齢が 40 歳以上の方)

特定健康診査及び特定保健指導は、法律に基づき、健康保険組合に義務付けられている保健事業です。今年度も、その役割を明確にお伝えする為、事業主より通知される「総合健康診断結果」とは**別に対象者**へ『特定健康診査結果のお知らせ』『特定健診結果を活用しよう！』をお送りいたします。

なお、判定が、**動機づけ支援、積極的支援**レベルの方は、生活習慣の改善が必要となりますので、別途トプコン健康保険組合より特定保健指導のご案内をいたします。

※「総合健康診断」とは、労働安全衛生法に基づき事業主が実施した「定期健康診断等」、及び高齢者医療確保法に基づき健康保険組合が実施した「特定健康診査」並びに「オプション検査(癌検診等)」を総称して表示しています。総合健康診断受診後の流れについては、次ページをご確認ください。

- 特定保健指導の対象外となる方 (判定：情報提供レベル)
  - ・特定保健指導階層化判定結果基準に当てはまらない方
  - ・高血圧、脂質異常症、糖尿病の治療で服薬中の方
- 人間ドック、地方で健診を受診された方は、動機づけ支援、積極的支援の方のみ特定保健指導のご案内となります。

#### ◆特定保健指導階層化判定結果基準

腹囲	追加リスク	喫煙歴 ④	保健指導対象判定	
	①血圧②脂質③血糖		40～64歳	65～74歳
≥85cm (男性) ≥90cm (女性)	2つ以上該当	あり なし	積極的支援	動機付け支援
	1つ以上該当			
上記以外で BMI≥25	3つ以上該当	あり なし	積極的支援	動機付け支援
	2つ以上該当			
	1つ以上該当			

# 総合健康診断受診後の流れ

